

令和4年 八潮市農業委員会1月総会 議事録

1 開催日 令和4年1月25日(火)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 9名

会長 1番 大塚 一宏

会長職務代理者 2番 小早川喜一

委員 4番 渋谷 稔

9番 飯山 敏行

6番 齋藤 富子

10番 新井 孝美

7番 福岡 達則

12番 鈴木 新一

8番 小倉 雅樹

5 欠席委員 6名

委員 3番 大野ヒロ子

13番 鈴木 隆

5番 荻野 恭子

14番 田中 幸夫

11番 臼倉 正浩

15番 松田 淳一

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 恩田 秋弘

係長 清水 茂

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。改めまして今年初めての総会でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

先月の総会でお願ひしました農地パトロールにつきましては、年末年始のお忙しい中、ご協力いただきまして誠にありがとうございました。本日、パトロールの報告書の提出をお忘れになってしまった方につきましては、次の総会か、近く市役所に来られるときがございましたら、その際にご提出いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会1月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。本日の総会は新型コロナウイルス感染者の増加傾向が続いておりますことから、再び蔓延防止に配慮し、出席人数を削減することといたしまして、案件担当委員の方と議席ナンバーが偶数の委員の皆様に出席をお願いしたところでございます。その結果、本日の出席数は9名となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、14番委員の田中幸夫委員につきましては、欠席の連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 改めまして、皆さん、新年明けましておめでとうございます。昨年は大変いろいろお世話になりました。また、今年も昨年同様ご協力よろしくお願いいたします。

さて、先ほど局長より話もありましたが、10日前ぐらいから急激に感染者が増えまして、各自治体ではその対策に論議している状況ですが、また専門家の予想だと来週、節分あたりがピークじゃないかとか、その後下がるんじゃないかというふうなお話がありますが、いずれにしても今後も十分に予防対策をして、気をつけていってほしいと思います。

また、八潮市農業委員会の委員の皆さんから感染者が出たというお話は私の耳には入っていませんが、こうして総会に来ていただいているので安心しております。

また、今回ちょうど農業委員改選後1年半となり、任期の半分が過ぎまして、いろいろコロナの影響で大きな行事もない中、結構早かったなという感じがしますが、残りの半分、来年の8月まで皆様には多大なご協力をまた今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日も最後までご協力よろしくお願ひいたします。

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりません。ご報告申し上げます。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がありましたら、恐れ入りますが、お手を挙げていただひてお知らせいただければと思います。

①八潮市農業委員会1月総会次第 A4横

②令和4年JAさいかつ管内標準的農作業料金について (資料-1)

③議案第1号、第2号の現況写真

それと、

④八潮市農業経営者支援給付金について (資料番号なし)

⑤農業用機械、農業用冷蔵庫の購入費の一部を助成します (資料番号なし)

八潮市農業経営者支援給付金につきましてと、もう一つが毎回お知らせさせていただひています、農業機械や冷蔵庫、ビニールハウス等の補助金、近代化支援の補助金と、裏面にはPR用の農業用包装資材等の補助金の関係でございますが、これは後ほど詳しくご説明させていただきます。資料は以上で4点になりますが、資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようですので、資料の確認は終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願ひいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任につきましては、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、6番、齋藤富子委員、12番、鈴木新一委員にお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、恩田事務局長にお願いします。

○事務局長 はい、分かりました。

◎議案第1号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。年が明けまして最初の議案なので、また1号からとなります。

農地法第5条の規定による許可申請認定の件、番号1、今回賃貸借になりますので、譲受人、譲渡人ではなく、貸人、借人になります。借人、住所・氏名、〇〇区〇〇〇-〇-〇、〇〇〇株式会社、代表取締役、〇〇〇、貸人、住所・氏名、〇〇〇番地、〇〇〇、〇〇〇、土地の所在、〇〇〇字〇〇〇-〇、登記地目が田、現況地目、畑、地積〇〇平米、同じく〇〇-〇、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米、合計〇〇平米、権利の内容は30年間の賃借権の設定となります。次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満の第2種農地となります。

申請目的は駐車場です。申請理由としましては、借人は、〇〇区に本店を置く運送業者ですが、申請地の北側に同じ貸人から土地を借用しておりまして、現在駐車場と使用しております。事業の拡大とともに配送車両や従業員の車両が増加しまして手狭となったことから、新たな用地を求めまして、配送車両5台及び従業員の通勤車両5台分の駐車場を計画するものとなります。こちらの申請地は、実はこれまで転用手続きを得ずに駐車場となっていた場所でした。今回、改めて現況を農地に復元しまして、正式な手続きを取り、計画し直すということで、八潮市のみんなでつくる美しいまちづくり条例の規定に基づきまして、関係各課と安全面や排水計画等の協議を済ませまして、また申請地に隣接します〇〇〇線の管理者

である〇〇〇とも協議を済ませた上での計画となっております。

資金計画・調達計画につきましては、地業、外構工事ほかご覧の金額を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が添付されております。

周囲農地への被害防除策としましては、敷地周辺をコンクリート塀などで囲み、周辺の農地に被害が生じないようにするというごさいます。また、隣接する農地といたしましては、今回の貸人である〇〇さんのほかにもう1名いらっしゃるんですけども、それぞれから今回の計画に対する同意書を受けております。

次に、場所の説明をいたします。1枚めくっていただいて、3ページをご覧ください。

市役所〇側の出口を出まして、〇折して〇方向に向かいます。〇〇〇に当たりましたところで〇折しまして、そのまま〇〇〇を〇〇メートルほど進みますと〇〇〇の信号のある交差点に到達します。その信号の手前100メートルの東側、ご覧の着色した部分が今回の申請地〇〇-〇と〇〇-〇となります。

土地利用計画は、隣の4ページのようになっておりまして、真ん中よりやや北側が現在借りている駐車場、その下側にちょっと形はあまり変形でよくないんですけども、駐車場を拡張するような形になりまして、ご覧のように大型車3台と中型車2台と乗用車5台というような計画となっております。ちょっと影で薄く着色されているところは、緑化計画地域とか、出入り口のコンクリートなどとなっているような状況です。

現地の状況のほうは、資料5ページの写真をご覧ください。ご覧のように畑土で現地を戻しているといったような状況になっているところです。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の9番、飯山敏行委員に現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

申請地なんですけれども、転用申請を出していなかった未完成形の地所でありまして、今回新たに正式に申請を出すということですので、それに伴いまして現況農地に復元するというごさ、先日、現地を見てまいりました。周りは土囲いがされていまして、新しい土が入ってまして、畑としての体をなしていると思います。

本人を援護するわけではないんですけども、〇〇さんという方は、相続して取得した土地でありまして実際のところ、農地の転用については無断転用だということは全く知らなかったということごさ。それだけは、ちょっと皆さんに言いたいということごさ、申し訳ないと言っていました。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と9番、飯山委員より、農地法第5条の規定による許可申請認定の件につ

いて説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

私から質問ですが、無断で貸していた運送屋さんという人と今回の申請する運送さんは一緒なんですか。

○事務局 一緒です。聞いた話ですが、陸運局のほうでもこういった運送業の更新手続きをするときに、ちゃんとした土地で営業しているかどうか厳しく見ているようです。ここをきちんと改めないとそちらの更新も難しいという事情もあるようです。

○議長 そういう無断転用の場所とか、使っている人がいるから、厳しくなったのかもしれないですね。

何かございますか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第2号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについてになります。

番号1、買取り申出する生産緑地の所在、〇〇〇丁目〇ー1、登記地目、畑、現況地目、畑、地積〇〇平米、〇〇字〇〇〇ー〇、登記地目、田、現況地目、畑、〇〇〇平米、〇〇字〇〇〇ー〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇平米、こちらの仮換地先が〇街区〇画地〇〇平米、同じく〇〇字〇〇〇ー〇、登記地目、畑、現況地目、畑、〇〇平米、こちらの仮換地先が〇街区〇画地〇〇平米で、合計〇〇〇米、仮換地後の面積〇〇〇平米となっております。

主たる従事者の住所・氏名、大瀬〇〇、〇〇〇、申出者、住所・氏名、同住所で〇〇〇、主たる従事者との続柄は、主たる従事者の子となります。

買取り申出の生じた日及び理由、令和〇年〇月〇日、主たる従事者の死亡となります。

こちらの申請人は、先月の議案第25号で相続税の納税猶予に関する適格者証明の申請人と同一人となります。先月の農地は相続後も残していく生産緑地に関するものでしたが、今回の案件につきましては、相続により生産緑地の買取り申出をするため、被相続人の主たる従事者の証明について申請されたものとなります。

次に、場所の説明をします。1枚めくっていただいて、7ページをご覧ください。3か所に分かれておりますけれども、まず市役所の今度は〇側の出口を出まして、そのまま〇〇しまして、3つ目の信号を左折します。〇〇〇になるんですが、これをそのまま〇〇していきまして、〇〇、〇〇〇の〇〇〇をくぐり抜けまして、430メートルほど進みます。2つ目の信号、ここを左折して100メートルほど行きますと〇〇〇と並行しているところに当たるんですが、この〇〇〇沿いを着色した箇所が1か所目、〇〇〇丁目〇-〇で、こちら〇〇〇生産緑地の一部分となります。

次の場所が、先ほどの信号からさらに〇〇しまして、次の信号を左折しまして、すぐ右側の丁字路を右折しまして進んでいきますと、この右の左側、こちらが〇〇〇-〇、こちら〇〇〇号生産緑地の一部となっているところです。

3か所目が、次の隣の8ページになるんですが、〇〇〇をそのまま〇〇していきまして、〇〇〇を渡りまして120メートルほど進みますと、〇〇〇のあるところで〇〇〇入り口という信号のある交差点のところに到達しますが、ここを〇折しまして、160メートルほど進んだ交差点を左折し、50メートルほど進んだご覧の着色した場所が、仮換地後の指定された場所で、〇街区〇画地及び〇画地、こちらは八潮〇〇号生産緑地の一部となっております。

現地のほうの状況は、次第の9ページの写真のとおりで、一番左側が〇〇〇丁目〇-〇、このページ真ん中が〇〇〇-〇、右側が〇街区〇、〇画地、このような状況になっております。事務局からは以上です。

○議長 それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、福岡達則委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○7番（福岡達則委員） 7番、福岡です。

先日、現地調査いたしましたところ、全てきれいに耕してありまして、写真のような現状です。

なお、この家に関しては親子2人でずっと農家やっけていまして、亡くなる前は息子さんが一人でやっけていて、これからも管理していくということを聞いております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と7番、福岡委員より、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証

お願いにつきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） 9番、飯山です。

ここの資料の9番の写真の〇〇〇丁目〇ー〇とあるじゃないですか。これというのは区画整理で農地を集めようという形で、かなり広くというか、確保されていると思うんですけども、この後ここは多分売買になると思うんですけども、誰かどうかはちょっとあれですけども、八潮市が買うという場合もありますけれども、やっぱりこれだけ広いところの中で、一部もし売却になるとなったら、行政的には何か問題とかはあるんですか。一応、もったいないことだと思うんで。

○事務局 こちら、おっしゃられることは分かるんですけども、確かに残念なことではあるんですけども、区画整理施行時は、ここに広く農地を集めてやっていただいたところなんですけれども、かといって他のところに比較して、さらに上乘せして規則で買取り申出を制限するとか、そういうのはありますん。

ご本人の希望で、今回の相続の発生に対して、買取り申出することになった土地に対してそれに上乘せして規制するような決まりはありません。

○9番（飯山敏行委員） 非常にもったいない話だと思います。せっかくあるのに。

○議長 行政で買えばというふうに聞いたのですが。違うのですか。

—— 委員より意見あり ——

○事務局 ここだけではなくて、県施行の西地区も市施行の東地区もこれほど広くはないんですけども、集合農地的に換地されたところがありました。そこの2か所ともやっぱりその後、一部の生産緑地に買取り申出が出てしまいました。残念なことではあるんですけども。

○議長 ほかにあるということですか。

○事務局 ありました。

○議長 この次あたり買取り申出が出てくるでしょうから、買いたい人、買える人は希望してください。

何かほかにありますか。

申請人とかに関しては、先月出たときに説明がありまして、先月は皆さん出席していたと思うので、問題はないかなと思いますが、ないですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようですので、挙手にて採決をしたいと思います。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告にまいります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について7件ございますが、今月も会議時間短縮のため、読み上げはなしといたしますので、ご了承ください。

今から数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後、質問がございましたらお願いいたします。10ページから12ページになります。

—— 資料確認 ——

○議長 特に変わったものはなさそうなので、それではよろしいでしょうか。

転用等届出受理報告について、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりいたします。

◎その他

○議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

先月の24日にJAさいかつ管内農作業受委託料金協議会が開催されまして、私と飯山委員と新井委員で出席してまいりました。令和4年の標準的農作業料金が資料-1のとおりに決まりましたが、昨年と料金はほぼ一緒です。議題になったのが、管理の一番下、機械による掘ざらい・仕上げ作業について松伏町の人が質問していましたが、結局は変わらずで、そこだけ論議がありました。

料金的には昨年と全然変わっていないので、飯山委員、新井委員さん、何か補足、意見ございましたら、いいですか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 それでは、ただいまのJAさいかつ管内標準的農作業料金の説明は終わりといたします。

それでは、その他は以上となります。

最後に、次回の日程について事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回は令和4年2月25日金曜日、午後2時から、今日と同じ市役所第2会議室での開催となります。また、日が近づきましたらお知らせしますが、コロナウイルスの今の感染状況だと、次回も全員参加は難しいかなと思っておりまして、また人数を削減して開催するとなると、次回は議席ナンバー奇数の委員さんをお願いすることになるかと思えます。また、総会通知のときに改めてお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ただいま事務局より2月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたらお願いいたします。

事務局、どうぞ。

○事務局長 事務局より、2点、お知らせしたいと思います。

まず、1点目は前回の農業委員会総会でもお話をさせていただきましたが、農業者支援給付金の受付状況について、中間報告ということでさせていただければと思っております。

前回もご説明させていただきましたが、一律5万円の支援給付金ということで、市の独自の施策ということで取組ませていただきまして、1月14日から来月14日までの1か月、受付を進めております。

昨日午前中までの集計でございますが、44件の申込みをいただいております。予算上は120件ということですので、委員の皆様をお願いしたいのは、まだ2週間以上ありますので、この間も窓口においでいただいた方にこのお話をしたら、「通知来ていたっけ」と返される方もいらっしゃいましたので、農業収入が50万円以上あるような方とお会いしたときには、確認の意味でお声をかけていただくとありがたいかなと思っております。

ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目は、農業近代化施設導入事業補助金ということで、これも市のほうで進めている補助金でございますが、こちらは4月から12月までの間ということで、まず農業施設であればビニールハウスだとか、温室、または農業用機械や農業用の冷蔵庫等を購入した場合に、一部市のほうから助成をさせていただいている制度がございます。こちらの予算もまだありまして、これの申込みが1月いっぱいになります。昨年4月から12月までの間で農業のビニールハウスの張り替え、または新設等行った方の補助金も出ます。これは、認定農業者だけでなく、一般農業者の方も出ます。

それと、耕運機など新たに導入された方も補助金が出ますので、ぜひこれもお声をかけていただいて、1月末日までということ、来週月曜までになりますので、こちらもお願いできればと思っております。

また、裏面には梱包用の包装資材ということで、八潮市産または「ハッピーこまちゃん」を表示した段ボール箱だとか、ビニール、コマツナを束ねるテープだとか、あとはFGの袋等を購入された費用に対して、一部市のほうから補助をさせていただく制度があります。

こちらのほうも来週の月曜日まででございますので、ぜひお声をかけていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○議長 どうぞ。

○9番（飯山敏行委員） いいですか。ちょっと今、思ったんですけども、助成金を受け取るに当たりまして、段ボールとかFGとかには、八潮市産という表示が入っていればいいんですか。

○事務局長 そうです。PRしていただければということで、この中にも書いてあるかと思いますが、リーフレットでは八潮市だとか八潮とか書いてあります。こういう形で段ボールを購入された場合には、費用の一部を出させていただきますので、詳しいこと、また分からないことがありましたら、都市農業課に一報いただくと、うちのほうでも状況が分かりますので、ぜひお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ここに書いてありますよ、3行目に、八潮市産またはハッピーこまちゃんを表示した段ボール、八潮市の名前の表示がしてあったりとか、ハッピーこまちゃんがついていれば、助成するということです。2万円以上かかった場合に申請できる。

意外と地味に幾ら以上のというのは、皆さん覚えていない人多いので、それをしっかり覚えておいていただくと、誰かに聞かれたときにそれなら該当しますよというふうなことが言えるので、ビニールハウスの新設の場合は100万円以上。ビニールハウスの張り替えは5年以内に張替等で当該補助の交付を受けた施設以外で10万円以上かかった場合に申請できるようです。

あと、農業用機械、冷蔵庫などは30万円以上、この数字は覚えておいてもらったほうが、誰かに聞かれたとき、それで30万円以上でなければ、これじゃ申請できませんよとか言えるので、それだけ覚えておいたほうがいいです。

○事務局長 そうなんです。それで、あと補助の交付を受けた後、5年たっているかどうか分からないということもあるので、もし可能性がある方は電話いただけたら調べますので、また、この制度をあまり知らない方もいらっしゃるし、いろいろ意見も言われているの

で。検討しなきゃいけないなと思っている点は、1月から3月までの分についてです。要は4月から12月の事業となっております。4月から12月までの購入されたものに対して、1月いっぱいまでに申し込んでいただいて、2、3月で支払い事務等をさせていただいているんですけども、これが例えば3月までの締めにしてもらえないのかというお話もあるんです。うちのほうの事務の関係があるので、4月から12月としているんですが、この辺の話がちょっと分からない方がいて、例えば1月に領収証をもらう方がいたりすると該当しないんだということを言われたことがあるんです。

ですから、うまく4月から12月に合うような支払いをしていただければ、この補助金をもらえるんで、ぜひその辺も併せて言っていただいて、その辺のいろいろ意見言われている方もあるので、検討したいと思っているんですが、何分ちょっと事務手続の関係もあるので、今はちょっとこのままやっただけこうと思っていますが、そういう意味では何か買ったんだよということがありましたら、役所に電話してみなと言っていただくだけでも、うちのほうでお話しさせていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長 だから、可能であれば、支払を1月から3月以外にしてもらうようにすれば、該当しますので、その辺は業者さんとの兼ね合いもありますが、もし聞かれたら、補助出ますよというふうに伝えてください。

何かほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆様ご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、ありがとうございました。議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましては慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、閉会のことばを小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様にはご多用の中を八潮市農業委員会1月総会にご出席いただきまして、また慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

冒頭会長のご挨拶にもありましたように、コロナウイルスが猛威を振るっておりまして、国民生活に支障を来しているところがございますけれども、いつかは収束するのではないかと思います。

また、ポストコロナと申しますか、そういう中を見越してですか、政府はみどりの食料戦略システムというのを打ち出しておりまして、先は長いんですが2050年までに化学農薬を50%減とすること、化学肥料を30%減とかというふうに、環境負荷を減らすための方向を目指しているようでございます。

そういう農業にかじを切るようでございますけれども、それは結構でございますけれども、そういう戦略に見合っただけで生産されたものに対して、流通とか消費の段階において、それなりに価値を見いだして、価格設定と申しますか、流通される、そういうシステムも必要かと思えます。

いろいろ申し上げましたけれども、以上をもちまして1月総会は閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

それでは、これにて散会といたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 2時50分